

アルバックグループ
自主管理化学物質リスト

アルバックグループ

Ver.7 2016年8月

目 次

別表1-1	レベルⅠ：含有・付着禁止物質	2
別表1-2	レベルⅡ：自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)	5
別表2	特定アミン(アゾ基の分解により生成してはならないアミン)	6
別表3	水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質	7
別表4	放射性物質	7
別表5	RoHS指令指定物質の規制値	7
別表6	除外されるRoHS指令指定物質の用途	8
別表7	ハロゲン系樹脂添加剤	11
別表8	自主管理化学物質の選定にあたって考慮した法規制等	12
改訂来歴		13

グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト

アルバックグループでは、化学物質の管理を目的に、2003年11月にグリーン調達基準書を作成し、取引先に配布しております。2003年に入り、欧州RoHS指令発効をはじめとする国内外の法規の顕著な動きに対応するため、グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リストを以下に定義する2レベルに区分し、納入品に含有される化学物質の代替、削減、含有調査をお願いするものです。

- ・レベルⅠ「含有・付着禁止物質」とは、人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質であって、国内外の法規で使用禁止あるいは使用制限が行われているもの、あるいはアルバックグループの自主使用禁止物質であり、製品への含有・付着（以下含有という）を禁止する物質。
- ・レベルⅡ「自主管理化学物質」とは、レベルⅠに該当しない化学物質であって、国内外の法規、あるいはアルバックグループ自主規制の対象であり、含有量の削減を進めるべき物質。一部期限内に含有を禁止する物質を含む。

別表 1-1 レベルⅠ：含有・付着禁止物質

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	含有・付着禁止	一般的な用途例
I-1	アゾ染料・顔料の分解により形成する特定アミン ※注1	—	即日	電線被覆材(顔料・染料・着色料)
I-2	アルドリノ	309-00-2	即日	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐用、防虫用、かび防止用に限る)
I-3	エンドリン	72-20-8	即日	即日殺虫剤、防虫剤
I-4	クロルデン類	57-74-9	即日	即日殺虫剤、防虫剤、殺ダニ剤、接触毒性残留型薬剤
I-5	クロロトリフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定される CFC 類	—	即日	冷媒、発泡剤
I-6	ジ- μ -オキソ-ジ-n-ブチルスタニオヒドロキシボラン(DBB)	—	即日	—
I-7	ジブロモテトラフルオロエタンなどオゾン層保護法に規定されるハロン類	—	即日	消火剤
I-8	ジブロモフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定される HBFC 類	—	即日	消火剤
I-9	ダイオキシン類	—	即日	—
I-10	ディルドリン	60-57-1	即日	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐用、防虫用、かび防止用に限る)
I-11	4-ニトロジフェニル及びその塩	—	即日	合成中間体
I-12	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	即日	—
I-13	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	56-35-9	即日	防腐剤、かび防止剤、塗料(貝類、藻類、水中生物の付着防止用に限る)
I-14	ブロモクロロメタン	74-97-5	即日	—
I-15	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	即日	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、合成中間体
I-16	ペンタクロロフェノール	87-86-5	即日	殺虫剤、防虫剤、農薬全般(中間体を含む)
I-17	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	61788-33-8	即日	電気絶縁体
I-18	ポリ塩化ナフタレン(塩素数 2 以上)	—	即日	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性・耐焰性、耐水性、殺菌性)、電気絶縁媒体、難燃剤
I-19	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3	即日	コンデンサ、変圧器油
I-20	モノメチルジクロロジフェニルメタン	—	即日	—

I-21	モノメチルジブロモジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8	即日	—
I-22	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	即日	—
I-23	DDT	789-02-06, 50-29-3	即日	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐用、防虫用、かび防止用に限る)
I-24	ブロモメタン(臭化メチル)※注2	74-83-9	即日	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、殺虫剤、防虫剤、除草剤、合成中間体、食糧くん蒸剤、土壌くん蒸剤
I-25	水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質 ※注3	—	即日	—
I-26	アスベスト類-石綿-(アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、クリソタイル、トレモライト等)	—	即日	絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料(タルク(滑石(石綿繊維状物質含有))として成分表示)、断熱材
I-27	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長10~13に限る)	—	即日	塩ビ可塑剤、難燃剤
I-28	トリプチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類	—	即日	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤
I-29	放射性物質 ※注4	—	即日	光学ガラス(レンズ)トリウム
I-30	オゾン層保護法に規定される HCFC 類	—	即日	冷媒、発泡剤
I-31	ベンジジン及びその塩	92-87-5	即日	染料、合成ゴム硬化剤
I-32	4-アミノビフェニル及びその塩	92-67-1	即日	染料中間体
I-33	ベーターナフチルアミン及びその塩	91-59-8	即日	染料中間体
I-34	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は N, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		即日	ゴム老化防止剤、ステレンブタジエンゴム
I-35	2, 4, 6-トリ-ターシャリ-プチルフェノール	732-26-3	即日	酸化防止剤
I-36	トキサフェン	8001-35-2	即日	殺虫剤
I-37	マイレックス	2385-85-5	即日	難燃剤、殺虫剤
I-38	ケルセン(ジコホル)	115-32-2	即日	防ダニ剤
I-39	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	87-68-3	即日	溶媒
I-40	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾ-ル-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	即日	接着剤、充填材、塗料・インキ、樹脂材
I-41	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩	1763-23-1 2795-39-3 4021-47-0 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8	即日	メッキ薬、半導体用、LSI用膜原料、消火剤、撥水剤、紙の表面処理剤、樹脂改質剤
I-42	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名 PFOSF)	307-35-7	即日	撥水撥油剤、界面活性剤
I-43	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	即日	農薬
I-44	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	即日	副生成物

I-45	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	即日	副生成物
I-46	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン(リンデン)	58-89-9	即日	農薬
I-47	クロルデコン	143-50-0	即日	農薬
I-48	ヘキサブロモビフェニル	40088-47-9	即日	難燃剤
I-49	テトラブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	即日	難燃剤
I-50	ペンタブロモジフェニルエーテル	68631-49-2 207122-15-4	即日	難燃剤
I-51	ヘキサブロモジフェニルエーテル	446255-22-7 207122-16-5	即日	難燃剤
I-52	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	即日	農薬
I-53	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	即日	難燃剤

※注 1: 人体又は口腔に直接かつ長時間接触する可能性があり、アゾ染料及び顔料の還元分解により発生してはならない特定アミン類。別表2を参照。

※注2: モントリオール議定書では2005年1月1日全廃。それに基づく

※注3: 水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質 詳細は別表3を参照

※注4: 放射性物質 詳細は別表4を参照

別表 1-2 レベルⅡ：自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	全廃目標	一般的な用途例
Ⅱ-1	カドミウム及びその化合物 ※注 5	—	—	顔料、耐蝕表面処理、電池・電気材料、光学材料、安定剤、電気接点の安定化、感光性の抵抗体・半導体(CdS)、メッキ材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料、接点、亜鉛メッキ、接点保護、塩ビ安定剤
Ⅱ-2	六価クロム化合物 ※注 5	—	—	顔料、塗料、インキ、触媒、メッキ、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理(クロメート処理、塗料密着性向上)、防錆
Ⅱ-3	水銀及びその化合物 ※注 5	—	—	蛍光材料、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、高効率発光体、抗菌処理
Ⅱ-4	鉛及びその化合物 ※注 5	—	—	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料・メカはんだ材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、ガラスドープアント、メッキ材料、合金成分、樹脂添加剤
Ⅱ-5	PBB ※注 5	—	—	難燃剤
Ⅱ-6	PBDE ※注 5	—	—	難燃剤
Ⅱ-7	フタル酸ジブチル(DBP)	—	—	可塑剤、添加剤
Ⅱ-8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	—	—	可塑剤
Ⅱ-9	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP))	—	—	可塑剤、誘電体、溶媒
Ⅱ-10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	—	—	可塑剤、セルロイド、ネイルポリッシュ

※注5: 別表5 RoHS指令指定物質 (株)アルバック 規制値(濃度)を示す

別表6 除外されるRoHS指令指定物質の用途を示す

※注6: 詳細は別表7を参照

別表2 特定アミン類(アゾ基の分解により生成してはならないアミン)

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
I-1-1	o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0	C7H9NO
2	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8	C10H9N
3	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1	C12H10Cl2N2
4	4-アミノビフェニル	4-aminobiphenyl	92-67-1	C12H11N
5	ベンジジン	Benzidine	92-87-5	C12H12N2
6	o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4	C7H9N
7	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2	C7H8ClN
8	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluediamine	95-80-7	C7H10N2
9	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3	C14H15N3
10	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8	C7H8N2O2
11	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	101-14-4	C13H12Cl2N2
12	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9	C13H14N2
13	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	101-80-4	C12H12N2O
14	p-クロロアニリン	p-chloroaniline	106-47-8	C6H6ClN
15	ジアニジン及びその塩	o-dianisidine	119-90-4	C14H16N2O2
16	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7	C14H16N2
17	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	120-71-8	C8H11NO
18	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7	C9H13N
19	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1	C12H12N2S
20	2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4	C7H10N2O
21	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	3,3'-dimethyl-4,4'-diaminodiphenylmethane	838-88-0	C15H18N2

別表 3 水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
I-25 -1	ジクロロメタン	Dichloromethane (methylene chloride)	75-09-2	CH ₂ CL ₂
-2	四塩化炭素	Tetrachloromethane; Carbon tetrachloride	56-23-5	CCL ₄
-3	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane	107-06-2	C ₂ H ₄ CL ₂
-4	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene; Vinylidene chloride	75-35-4	C ₂ H ₂ CL ₂
-5	cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-Dichloroethylene	156-59-2	C ₂ H ₂ CL ₂
-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	71-55-6	C ₂ H ₃ CL ₃
-7	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane	79-00-5	C ₂ H ₃ CL ₃
-8	トリクロロエチレン	Trichloroethylene	79-01-6	C ₇ H ₁₀ N ₂
-9	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene	127-18-4	C ₁₄ H ₁₅ N ₃
-10	1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene	542-75-6	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂

別表 4 放射性物質

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
I-29 -1	ウラン	Uranium	7440-61-1	U
-2	プルトニウム	Plutonium	—	Pu
-3	ラドン	Radon	10043-92-2	Rn
-4	アメリシウム	Americium	—	Am
-5	トリウム	Thorium	7440-29-1	Th
-6	その他の放射性物質	Other radioactive substances	—	—

別表5 RoHS 指令指定物質の規制値

No	自主管理対象化学物質(群)	規制値
II-1	カドミウム及びその化合物	100 ppm 以下
II-2	六価クロム化合物	1000 ppm 以下
II-3	水銀及びその化合物	1000 ppm 以下
II-4	鉛及びその化合物	1000 ppm 以下
II-5	PBB 類	1000 ppm 以下
II-6	PBDE 類	1000 ppm 以下
II-7	フタル酸ジブチル(DBP)	1000 ppm 以下
II-8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000 ppm 以下
II-9	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP))	1000 ppm 以下
II-10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000 ppm 以下

注) 上記値は、(株)アルバックの規制値です。アルバックグループ各社の規制値は、上記値より、低い値を設定している場合もありますので、アルバックグループ各社へのご確認をお願い申し上げます。

別表6 除外されるRoHS指令指定物質の用途

No	適用除外される化学物質とその用途(和訳)		適用期間
1	1	電球形(コンパクト形)蛍光灯中の、以下を超えない水銀(1パーナーにつき)	
	1(a)	30W未満の一般照明用	2.5 mg
	1(b)	30W以上50W未満の一般照明用	3.5 mg
	1(c)	50W以上150W未満の一般照明用	5 mg
	1(d)	150W以上の一般照明用	15 mg
	1(e)	円形または四角形状でかつ管径が17mm以下の一般照明用	7 mg
	1(f)	特殊用途用	5 mg
	1(g)	一般照明用途で寿命が20000時間以上の30W未満	3.5 mg
2	2(a)	一般照明用途の直管型蛍光灯中の、以下を超えない水銀(1ランプにつき)	
	2(a)(1)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が9mm未満のもの(例:T2)	4 mg
	2(a)(2)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が9mm以上、17mm以下のもの(例:T5)	3 mg
	2(a)(3)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が17mmを超え、28mm以下のもの(例:T8)	3.5 mg
	2(a)(4)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が28mmを超えるもの(例:T12)	3.5 mg
	2(a)(5)	長寿命(25,000時間以上)のtri-band phosphor	5 mg
	2(b)	その他の蛍光灯中の、以下を超えない水銀(1ランプにつき)	
	2(b)(3)	非直管型tri-band phosphorランプで、管径が17mmを超えるもの(例:T9)	15 mg
	2(b)(4)	その他一般照明用途で、特殊用途のランプ(例:誘導ランプ)	15 mg
3	3	特殊用途の冷陰極蛍光灯と外部電極蛍光灯(CCFLおよびEEFL)中の以下を超えない水銀(1ランプにつき)	
	3(a)	短型(500mm以下)	3.5 mg
	3(b)	中型(500mm超かつ1500mm以下)	5 mg
	3(c)	長型(1500mm超)	13 mg
4	4(a)	その他低圧放電ランプ中の水銀(1ランプにつき)	15 mg
	4(b)	改良された演色評価数Ra>60の、一般照明用途の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の、以下を超えない水銀(1パーナーにつき)	
	4(b)-I	155W以下	30 mg
	4(b)-II	155W超405W以下	40 mg
	4(b)-III	405W以上	40 mg
	4(c)	一般照明用途のその他高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の、以下を超えない水銀(1パーナーにつき)	
	4(c)-I	155W以下	25 mg
	155W超405W以下	30 mg	

	405W 超	40 mg	2012 年 1 月 1 日以降
4(e)	メタルハライドランプ (MH) 中の水銀		
4(f)	本附属書で明記されていない特殊用途のその他放電ランプ中の水銀		
4(g)	標識、装飾用または建築用に使用される手工芸的発光放電管 (hand crafted luminous discharge tubes) ならびに専門家による照明器具及び光美術品 (light-artwork) 中の水銀、この場合、水銀含有量は次の通り制限されなければならない: (a) 20°C 未満の温度にさらされる屋外用途及び屋内用途において、電極 1 対当たり 20mg に管長 1cm あたり 0.3mg を加算、ただし 80mg を超えない; (b) その他全ての屋内用途において電極 1 対当たり 15mg に管長 1cm 当たり 0.24mg を加算、但し 80mg を超えない		2018 年 12 月 31
5	5(a)	陰極線管のガラス中の鉛	
	5(b)	蛍光管のガラス中の鉛	0.2 wt% 以下
6	6(a)	機械加工用途の鋼鉄および亜鉛めっき鋼中の、合金化元素として含まれる鉛	0.35 wt% 以下
	6(b)	アルミニウムに合金化元素として含まれる鉛	0.4 wt% 以下
	6(c)	合金化元素として鉛を含む銅合金	4 wt% 以下
7	7(a)	高融点はんだ中の鉛 (すなわち鉛を重量比 85% 以上含む鉛系合金)	
	7(b)	サーバー、ストレージ、ストレージ・アレイ・システム、スイッチ/シグナル/伝送用ネットワークインフラ機器、通信ネットワーク管理のはんだ中の鉛	
	7(c)-I	キャパシタ中の誘電セラミックを除く、ガラスまたはセラミック中に鉛を含有する電気電子部品 (例: ピエゾエレクトリックデバイス、ガラスまたはセラミックマトリックス複合材料中)	
	7(c)-II	定格電圧 AC 125V または DC 250V 以上用のキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛	
	7(c)-III	定格電圧 AC 125V または DC 250V 未満用のキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛	2013 年 1 月 1 日まで。それ以降は、期限までに上市された製品の補修部品に限定。
7(c)-IV	集積回路もしくはディスクリート半導体の一部であるキャパシタ用ジルコン酸チタン酸鉛ベースとした誘電セラミック材中の鉛		
8	8(a)	ワンショットペレット型のサーマルカットオフに含まれるカドミウムおよびその化合物	
	8(b)	電気接点中のカドミウムおよびその化合物	
9	9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt% 以下の六価クロム	
	9(b)	暖房/換気/空調/冷凍 (HVACR) 用途の冷媒含有コンプレッサの軸受胴と軸受け筒に含まれる鉛	
11	11(a)	C プレス・コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用される鉛	
			2010 年 9 月 24 日まで それ以降は、期限までに

			上市された製品の補修部品に限定。
	11(b)	C プレス・コンプライアント・ピン・コネクタ・システム以外に使用される鉛	2013 年 1 月 1 日まで 以降は、それ以前に上市された製品の補修部品に限定。
12	12	熱伝導モジュール C リングのコーティング剤としての鉛	2010 年 9 月 24 日まで それ以降は、期限までに上市された製品の補修部品に限定。
13	13(a)	光学的応用に用いられる白ガラス中の鉛	
	13(b)	フィルターガラスおよび反射率標準に用いられるガラス中のカドミウム及び鉛	
14	14	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合に用いる 2 種類を超える元素で構成されるはんだ中の鉛で、鉛含有量が重量比 80% を超え、85% 未満のもの	2011 年 1 月 1 日まで それ以降は、期限までに上市された製品の補修部品に限定。
15	15	集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に用いられるはんだに含まれる鉛	
17	17	プロフェッショナルな複写用途の高輝度放電 (HID) ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	
18	18(b)	BSP (BaSi 2 O 5 :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして用いられる放電ランプの、蛍光粉末中の活性剤としての鉛	1 wt% 以下
21	21	ホウケイ酸ソーダ石灰ガラスのエナメル加工に用いられる印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	
23	23	ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外の、微細ピッチコンポーネントの仕上げに用いられる鉛	2010 年 9 月 24 日まで それ以降は、期限までに上市された製品の補修部品に限定。
24	24	機械加工通し穴つき円盤状および平面状アレイセラミック多層キャパシタに用いられるはんだ中の鉛	
25	25	構造要素、特にシールフリットおよびフリットリングに用いられる表面伝導型電子放出素子を用いたディスプレイ (SED) に含まれる酸化鉛	
29	29	理事会指令 69/493/EEC (*1) の附属書 I (カテゴリー 1、2、3、4) で定義されるクリスタルガラス中の鉛	
30	30	音圧レベル 100dB (A) 以上の高出力ラウドスピーカーに用いられるトランスデューサーのボイスコイルに直接接合される導電体の電氣的／機械的はんだ接合としてのカドミウム合金	
31	31	水銀非含有の薄型蛍光ランプ (例: 液晶ディスプレイ、デザインもしくは工業用照明) に用いられるはんだ材料中の鉛	
32	32	アルゴン・クリプトンレーザー管のウィンドウアセンブリを作るために用いられるシールフリット中の酸化鉛	
33	33	電力変圧器の直径 100 μ m 以下の細径銅線のはんだ付けに用いられるはんだ中の鉛	
34	34	サーメットを主とするトリマー電位差計構成要素	
37	37	ほう酸亜鉛ガラス体基板上的高電圧ダイオードのめっき層中の鉛	

38	38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに用いられる厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	
41	41	電機電子構成部品のハンダ及び端子処理部分、並びに点火用モジュール及びその他の電機電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中であって、技術的理由から携帯式の燃料機関のクランクケース又はシリンダー錠に直接、またはそれらの内部に取り付けられなければならないものに含まれる鉛	2018年12月31日まで
42	42	既に上市されている製品の再使用、リファービッシュおよび長寿命化のため使用する RoHS 指令指定物質を含有するスペアパーツ(交換部品、修理部品等)、コンポーネント	
43	43	無停電電源(UPS)に使用される鉛バッテリー	

別表7 ハロゲン系樹脂添加剤

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
II-23 -1	1,1,2,2-テトラブロモエタン	1,1,2,2-Tetrabromoethane	79-27-6	C ₂ H ₂ Br ₄
-2	テトラブロモビスフェノールA	Tetrabromobisphenol A	79-94-7	C ₁₅ H ₁₂ Br ₄ O ₂
-3	ヘキサブロモベンゼン	Hexabromobenzene	87-82-1	C ₆ Br ₆
-4	リン酸トリス(2-クロロエチル)	Tris(2-chloroethyl) phosphate	115-96-8	C ₆ H ₁₂ Cl ₃ PO ₄
-5	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclodecane	3194-55-6	C ₁₂ H ₁₈ Br ₆
-6	ポリテトラフルオロエチレン	Polytetrafluoroethylene	—	(C ₂ F ₄) _n
-7	1,1'-イソプロピリデンビス[3,5-ジブロモ-4-(2,3-ジブロモプロポキシ)ベンゼン]	Tetrabromobisuphenol a bis(dibromopropyl ether)	21850-44-2	C ₂₁ H ₂₀ O ₂ Br ₈
-8	その他のハロゲン系樹脂添加剤	Other halogenated resin additives	—	C ₇ H ₁₀ N ₂

別表 8 自主管理化学物質の選定にあたって考慮した法規制等

1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)
2	労働安全衛生法 (安衛法)
3	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)
4	地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)
5	大気汚染防止法
6	水質汚濁防止法
7	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)
8	毒物及び劇物取締法
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)
10	ダイオキシン類対策特別措置法
11	危険な物質および調剤の上市の制限に関する指令 (EU 指令 76/769/EEC)
12	欧州廃車 (ELV) 指令
13	廃電気電子機器リサイクル (WEEE) 指令および特定物質の使用禁止 (RoHS) 指令
14	バーゼル条約
15	OECD 共同命令 ※注 7
16	モントリオール議定書

注 7: 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要なものを定める命令

「自主管理対象化学物質」は、化学物質の環境影響に関する、今後の知見の拡大・更新や法規制動向により、その内容が変化するものです。

アルバックグループでは、より適切な活動を進めるために、必要に応じて「グリーン調達・自主管理対象化学物質リスト」の改訂を行います。

本グリーン調達基準書は、今後の法規制や社会動向の変化により改訂させていただくことがありますので、ご了解の程よろしくご厚意申し上げます。

改訂来歴

版	日付	更新理由
Ver.1.1	2003.11.01	新規発行
Ver.1.2	2004.03.01	IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト 別表1-2 II-48: 全廃目標 2005年7月→2004年7月
Ver.2	2006.12.01	IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト 1)別表1-1:「ブロモメタン」「水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質」「短鎖型塩化パラフィン」「トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類」「放射性物質」及び「オゾン層保護法に規定されるHCFC類」をレベルⅡからレベルⅠとし、即日使用禁止に変更。 2)別表1-1:「石綿(レベルⅠ:アモサイト、クロシドライトを除く)」をレベルⅡからレベルⅠとし、全ての石綿を即日使用禁止に変更。 3)別表1-2:「カドミウム及びその化合物」「六価クロム化合物」「水銀及びその化合物」「鉛及びその化合物」「PBB類」「PBDE類」の全廃時期を変更。 4)別表4: RoHS指令指定物質に対する(株)アルバックの規制値を記載。 5)別表5: 除外されるRoHS指令指定物質含有製品の用途を記載。 6)別表6: 除外されるRoHS指令指定物質の用途を記載。 7)問い合わせ先: 問い合わせ先“TEL”及び“FAX”番号修正。
Ver.3	2008.09.20	1)別表5のRoHS指令指定物質の規制値をそれぞれ未満から以下に変更。 2)別表6「除外されるRoHS指令指定物質用途に、No.22～29の8項目追加。 3)問合せ先で、調達管理課を削除。 4)特定アミンに関する記述を変更
Ver.4	2008.12.09	1)別表1-2 レベルⅡ: 自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)のカドミウム、六価クロム、水銀、鉛、PBB、PBDEのRoHS目標を2011年6月に変更。
Ver.5	2009.11.01	1)別表6 除外されるRoHS指令指定物質にNo.30～38、40を追加。 2)IV.グリーン調達・調査対象自主管理物質リストを本基準書から削除しアルバックグループ自主管理物質リストとして新たに公開。
Ver.6	2013.01.01	1)別表6をRoHSの適用期間終了に合わせ修正 2)RoHS6物質の全廃目標を変更
Ver.6.1	2013.12.13	1)別表6を修正 2)問い合わせ先の削除
Ver.7	2016.08.23	1)別表1-1を見直し。化審法 第一種特定化学物質、労働安全衛生法 製造等禁止物質を追加 2)別表2-1を見直し。EU RoHS物質を追加し10物質に変更。 3)別表6を修正